European Securities and Markets Authority

執行決定に関する EECS のデータベースからの抜粋 (XVII)

(2015年7月公表)

目次

1	番号 EECS/0115-01 - 債務の消滅	3
II	番号 EECS/0115-02 - 売却可能金融資産の公正価値の下落の減損損失	5
Ш	番号 EECS/0115-03 - 金融商品の公正価値での測定	7
IV	番号 EECS/0115-04-企業結合における公正価値測定	9
V	番号 EECS/0115-05 -財務諸表の表示	11
VI	番号 EECS/0115-06 - 工事契約におけるクレームの会計処理	12
VII	番号 EECS/0115-10 - 減損テスト	14

本抜粋に含まれる決定は、2013 年 2 月から 2014 年 11 月の期間に各国の執行者が行ったものである。ESMA は、定期的にデータベースからの抜粋を今後とも公表していく。次回の抜粋の公表は 2015 年下期に予定される。

本稿の略語と頭字語

AFS 売却可能

CGU 資金生成単位 EEA 欧州経済領域

EECS 欧州執行者調整セッション

IAS 国際会計基準

IFRS 国際財務報告基準

IFRS IC 国際財務報告基準解釈指針委員会

PPA購入価格配分PPE有形固定資産

(注) 本抜粋で参照されている IFRS は、財務諸表作成時に適用された IFRS に基づいており、翻訳時点(2015年)では、すでにそれらの基準が改訂されている場合がある。

本文書を参照する際には、現在適用されている IFRS とは内容が異なっている場合があることに 留意が必要である。

I 番号 EECS/0115-01 - 債務の消滅

事業年度:2013年6月30日期 論点の分野:負債性金融商品

関係する基準書又は要求事項: IAS 第 27 号「個別財務諸表」、IAS 第 39 号「金融商品: 認識及び測定」、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRIC 第 4 号「資本性金融商品により金融負債の消滅」

発行者の会計処理の記述

- 1. 発行者は金融サービスを機関投資家に提供する。2008 年、2013 年に償還期限を迎える社債を発行した。満期日を迎える前に、払い戻しを妨げる資金不足に陥ると予測し、現金による償還の代替案を社債権者と交渉した。発行者と社債権者は、社債償還と交換に完全連結子会社 Aの株式 33%を発行者が提供することで合意した。
- 2. 決済日の負債の帳簿価額は CU8,000¹、子会社 A の 33%持分の帳簿価額は CU5,000 であった。子会社 A の 33%持分の取引日時点の公正価値は、独立した専門家の評価に基づいて CU8,500 と見積られた。発行者は当初の条件に従って社債を償還できないことから、負債を消滅させるためプレミアムが支払われた。
- 3. 発行者は、自己の資本性金融商品が含まれないため、取引が直接 IFRIC 第 19 号の適用範囲内になることはないと考えた。しかし、発行者は IFRIC 第 19 号を類推適用した。したがって、IAS 第 39 号第 41 項に従って、発行者は、株式の公正価値(CU8,500)と社債の帳簿価額(CU8,000)との差額に対応する損失 CU500を認識した。
- 4. 発行者は非支配持分を CU5,000 (子会社 A の 33%の会計価値)増加させ、残余差額 CU3,500 (子会社 A の 33%の公正価値、すなわち CU8,500 から会計価値 CU5,000 を差し引いた額)を、IAS 第 27 号第 30 項及び 31 項(新たな IFRS 第 10 号第 23 項及び B96 項)の要求事項に基づいて資本に計上した。同要求事項は、非支配持分の修正額と支払対価又は受取対価の公正価値の差額を資本で認識することを求めている。

執行決定

5. 執行者は発行者が適用した会計方針に同意した。

執行決定の根拠

6. IAS 第 27 号第 30 項及び 31 項(又は新たな IFRS 第 10 号の第 23 項及び B96 項)に従い、 支配の喪失をもたらすことのない所有持分の変動は資本取引であり、非支配持分の修正額と受 取対価の公正価値との差額を資本に認識する。

¹本稿に本決定及びその他の決定における貨幣金額の表示単位は「カレンシー・ユニット(CU)」とする。

- 7. この事実パターンでは、子会社 A に対する 33%持分の処分による「受取対価」は、負債 (CU8,000)の消滅になる。消滅はほぼ満期時点で発生しており、負債の帳簿価額は消滅日時 点の公正価値に一致する。
- 8. 執行者は、IAS 第 27 号(又は現在の IFRS 第 10 号)の規定の適用で、負債の会計価値 (CU8,000)を上回る負債(子会社 A に対する持分 33%、すなわち CU8,500)を償還するための 支払対価の公正価値が反映されることはないことを認めた。IFRIC 第 19 号の適用の結果として 損失が生じるが、それはこの取引の経済実態を反映する。発行者は、当初の条件に従って社債 を払い戻すことができないことから、その債務を消滅させるためプレミアムを支払っているからである。
- 9. 取引の主目的は債務の消滅であって、それは子会社 A の持分 33%を処分することで達成されている。IAS 第 39 号第 41 項により、負債の帳簿価額と支払われた対価の差額は純損益に認識しなければならない。したがって、IAS 第 27 号(現 IFRS 第 10 号)を適用しただけでは、発生した取引を忠実に表現することにならない。この場合、IAS 第 39 号の規定が IAS 第 27 号(現 IFRS 第 10 号)に優先し、IFRIC 第 19 号のガイダンスを使用することができる。
- 10. 2012 年、IFRS 解釈指針委員会は、提供した対価の公正価値と移転した資産の帳簿価額の差額は資本、あるいは純損益のいずれで認識するのかを明確にするため、IAS 第 27 号第 30 項及び 31 項と IFRIC 第 17 号「所有者に対する非現金資産の分配」の規定の潜在的な矛盾点に対処した。IFRS 解釈指針委員会は、IAS 第 27 号第 31 項は単に、非支配持分の帳簿価額と与えられた対価の公正価値の差額のみを取り扱うものであり、この差額は資本で認識しなければならないことに留意した²。この条項は、与えられた対価の公正価値と当該対価の帳簿価額の差額を取り扱うものではない。IFRS 解釈指針員会は、移転された資産の公正価値と当該資産の認識を中止することで生じる帳簿価額との差額は純損益に計上すべきであると結論付けた。この決定を踏まえ、同じ考え方が負債の認識の中止にも適用されると考えられる。

² IFRIC Update, IFRS 解釈指針委員会、2013 年 1 月

Ⅱ 番号 EECS/0115-02 - 売却可能金融資産の公正価値の下落の減損損失

事業年度: 2013 年 12 月 31 日期 論点の分野: 金融資産の減損

関係する基準書又は要求事項: IAS 第 39 号「金融商品: 認識及び測定」

発行者の会計処理の記述

- 11. 発行者は非上場企業の株式に対する投資を行い、売却可能(AFS)金融資産として認識したうえで、公正価値で測定した。IAS 第 39 号第 89 項*に従い、資産の公正価値が取得原価を著しく、又は長期間にわたり下回る場合、それは資産が減損していることを示す兆候であり、公正価値の下落額を減損損失として認識した。
- 12. 発行者は、「著しい下落」を、関連する株式市場の指数バスケットの価値の下落と比べそれ以上の投資の公正価値の下落として定義する会計方針を策定した。その結果、発行者は、一部の投資の公正価値の絶対的数値の下落が取得原価の 60-70%になっても、様々な状況で減損損失を認識しなかった。
- 13. 発行者は、3 年から 5 年の期間にわたる下落が公正価値の長期間の下落の兆候を示唆すると考えていた。しかし、著しい下落又は長期間にわたる下落のいずれかの閾値に達した場合でも、発行者は状況をさらに検討したうえで減損損失を必ずしも認識しなかった。

執行決定

14. 執行者は発行者に同意せず、「著しい又は長期間にわたる」の定義において合理性に欠ける判断をしていると考えた。発行者は、AFS 金融資産の公正価値の下落金額に等しい減損損失を認識すべきであった。

- 15. IAS 第 39 号第 67 項は、減損している客観的な証拠が存在する場合には売却可能金融資産の公正価値の下落は純損益で認識することを求めている。IAS 第 39 号は「著しい又は長期間にわたる」に関し数値的な閾値を定めていないことから、執行者は、例えば他の適用可能なガイダンスや市場慣行を考慮して、発行者は適切な閾値を決定すべきであると考えた。
- 16. 発行者の判断は、執行者が従来考えていた、一般的に適用されていると理解していた閾値の範囲を外れていた。発行者は今のところ、数値がそうした範囲を超えるものになった理由を説明できていない。特に、執行者は、絶対的数値の下落が著しいかを考えずに、当初取得原価の60-70%までもの公正価値の減額を認める会計方針を、発行者が定めることが合理性に欠けると考えた。

^{* [}訳者注] 原文では IAS 第 39 号第 89 項が参照されているが、文脈からすると IAS 第 39 号第 61 項が該当すると考えられる。

17. 執行者の見解は、ESMA の「会計実務レビュー -欧州金融機関の IFRS 財務諸表の比較可能性。」における発見事項で裏付けられており、当該金融機関は減損評価で幅広い閾値を使用していることを ESMA が発見した。金融機関は、下落が当初取得原価の 20-50%になった場合には「著しい」とし、6ヵ月から 3 年続く場合には「長期間にわたる」と考えていた。非常に高い閾値を使用する金融機関の評価に関し、ESMA はそうした判断の合理性に疑問を投げかけた。

³ http://www.esma.europa.eu/system/files/2013-1664_report_on_comparability_of_ifrs_financial_statements_of_financial_institutions_in_europe.pdf

III 番号 EECS/0115-03 - 金融商品の公正価値での測定

事業年度: 2013年12月31日期

論点の分野: 金融商品

関係する基準書又は要求事項: IFRS 第 13 号「公正価値測定」

発行者の会計処理の記述

- 18. 発行者は上場及び非上場企業の株式に対する投資を行った。AFS 金融資産として会計処理され、総資産の 50%以上を占めていた。発行者は、株式が活発な市場に上場している場合には証券取引所の株価、活発な市場が存在しない場合には評価技法に基づいて上場証券の公正価値を測定した。
- 19. 活発な市場の有無の評価のため、発行者は数多くの比率を計算し、以下の指標に照らした。
 - ・時価総額に対する日々の売買高の平均割合(%)が 0.05%を下回る
 - 日々の売買代金が CU50,000 を下回る
 - ・日々のビッド・アスク・スプレッドが3%以上になる
 - 株価に変動が見られない連続日数が最大で3日を超える
 - 売買日数の割合(%)が 100%を下回る
- 20. この分析及び株式の限定的な売買高に基づいて、発行者は上場企業 A、B、C に対する投資は 活発な市場で売買されておらず、レベル 3 のインプットに基づき評価技法を用いてこれらの投資 の公正価値を測定した。

執行決定

21. 執行者は発行者の「活発な市場」に関する評価に同意せず、IFRS 第 13 号に従って、金融資産の相場価格を用いて公正価値を測定すべきであったと考えた。

- 22. IFRS 第 13 号の付録 A は、公正価値を「秩序ある取引において、受け取るであろう価格」と定義している。IFRS 第 13 号第 72 項は、「公正価値ヒエラルキー」の概念を定めており、公正価値測定に使用されるインプットを 3 つのレベルに分類し、最も高い優先順位を与えているのは、活発な市場における調整前の相場価格であり、最も優先順位が低いのは観察不能なインプットとなっている。IFRS 第 13 号第 77 項は、「活発な市場における相場価格は、公正価値の最も信頼性のある証拠を提供するものであり、利用可能な場合にはいつでも、調整なしで使用して公正価値を測定しなければならない」と定めている。IFRS 第 13 号第 67 項は、公正価値を測定するために用いる評価技法は、「関連性のある観察可能なイップットの使用を最大限にし、観察可能でないインプットの使用を最小限にしなければならない」と定めている。
- 23. IFRS 第 13 号の付録 A は、活発な市場を「継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻

度と量で行われている市場」と定義している。

- 24. IFRS 第 13 号 B37 項は、売買金融商品の活動の量又は水準が著しく低下した場合を識別するための指標を定めている。執行者は、取引価格が公正価値を反映していない、また取引は不十分な頻度と量であると結論付けるには、発行者が用いた指標は不十分と考えた。
- 25. IFRS 第 13 号 B43 項は、取引が秩序あるものではないことを示す状況を列挙している。活動量 又は水準の著しい低下は、すべての取引が秩序あるものではないと結論付けるのに十分では ないからである。
- 26. 執行者は、発行者が、取引が秩序ある又は価格付けの情報を提供する十分な頻度と量をもって 発生したかを決定するのに十分となる情報を収集していないと考えた。したがって、入手したデータに基づき、投資が上場している市場が活発でないと結論付けるのは可能ではなく、公正価値で測定するために、さらなる分析を実施すべきであった。
- 27. 最後に、金融資産の公正価値を測定するのに用いられた評価は、相場価格をはるかに上回っており、新たな懸念につながった。

IV 番号 EECS/0115-04-企業結合における公正価値測定

事業年度: 2012年12月31日期

論点の分野: 公正価値測定

関係する基準書又は要求事項: IFRS 第3号「企業結合」、IFRS 第13号「公正価値測定」

発行者の会計処理の記述

- 28. 発行者は 2012 年に事業 A、B、C を取得した。3 事業の取得は固定資産が中心で、顧客との契約、顧客関係、ブランド名や人的資源に起因する価値は低かった。これらの取得は購入価格配分(PPA)を用いて会計処理され、発行者は、効用が同等の資産の再取得価格に基づいて資産の公正価値を測定した。
- 29. 取得した資産と引き受けた負債の公正価値は、各取得の購入価格を上回っていたことから、発行者は、各取得に関し割安購入益を認識した。
- 30. 発行者は、IFRS 第 3 号第 36 項の規定に従って、割安購入益を認識する前に、測定が取得日時点のすべての入手可能な情報を反映していることを確認するため、取得した資産及び引き受けた負債を再評価した。発行者は、割安購入は、経済情勢だけでなく、それぞれの売手が売却を試みたがうまくいかなかった中核ではない資産を処分したいと考えていたこと、さらには取得事業における競争がなかったことが背景にあると考えていた。さらに発行者の貸借対照表にみられる流動性の高さ及び金融市場へのアクセスの容易さも発行者の交渉の立場をさらに有利なものとした。発行者は、事業の知識及び幅広い顧客基盤を踏まえれば、長期的には大きな利益を実現すると予測した。
- 31. PPA は現状における純資産の公正価値を反映していた。発行者はさらに、将来の資本的支出により価格を引き下げることができ、認識することになる予想される将来の損失又は投資を割安購入で補填できると考えていた。

執行者の決定

32. 執行者は発行者に同意せず、事業取得の処理は IFRS 第 3 号に従うものではないと考えた。 取得した正味資産の公正価値が購入対価を上回る部分はほぼ測定上の誤謬によるものであっ た。

執行決定の根拠

33. PPA における有形資産の公正価値の算定では資本的支出及び追加の投資額が除外されているので、執行者は、評価は不正確で、資産の現状及び稼働水準を反映する将来のキャシュ・アウトフローの期待値を含めるべきであったと考えた。IFRS 第 13 号 BC39 項は、資産の出口価格には、本資産に関連して生じる将来のキャッシュ・インフロー及びアウトフローについての期待が具体化されていると述べている。資産の公正価値には将来のキャッシュ・フローの期待を含め、資産の現況と稼働水準を反映させる。執行者の見解では、市場参加者は、現在の営業活動を

維持するためには同様の投資を実行しなければならず、その結果、それらのコストを資産の正味現在価値の計算で考慮しなければならない。将来の費用に関する期待で、取得企業が支払おうとする価格、最終的には資産の正味の公正価値が押し下げられる。

- 34. IFRS 第 13 号 B8-B9 項は、コスト・アプローチは、効用が同等の代替資産を購入又は建設する ためのコストを、陳腐化について調整した金額を基礎とすると述べている。執行者は、経済的な 陳腐化も考慮すべきであったと考えていた。取得した事業は環境又は規制上の要求事項に直 面し、事業の製品需要が弱まっていたからである。
- 35. 発行者は、取得した事業に関しては他に市場参加者が存在しないことを、割安購入のさらなる 判断材料にした。しかし IFRS 第 13 号 BC134 項は、市場が活発でないことは、取引価格が公 正価値を表さないのではなく、さらなる評価を発行者は行うべきであることを意味するものである と結論付けている。執行者は、実施した追加作業は割安購入を正当化するのに不十分であった と考えた。
- 36. 発行者は、大きな顧客基盤と営業上の知識を考えれば、割安購入になると考えた。公正価値は市場参加者の視点から決められるものであり、将来の前向きな効果及び自己使用についての発行者の評価を、IFRS 第 3 号 B43 項*に従って会計処理する際、割安購入であると認識した理由とすることはできない。
- 37. 最後に、発行者が PPA のいくつかの側面を再評価したとしても、独立した評価専門家を採用することで、経営者は公正価値を見積るのに適切な評価技法と仮定を使用しなければならないという責任を免れるものではないと執行者は考えた。したがって、取得した資産と引き受けた負債の認識及び測定には、固定資産の鑑定をはじめ、全体の取引の合理性の判定を含めるべきであった。

^{* [}訳者注] 原文では IFRS 第3号 B43 項が参照されているが、文脈からすると IFRS 第3号第34項などが該当すると考えられる。

V 番号 EECS/0115-05 -財務諸表の表示

業務年度: 2013 年 12 月 31 日期 論点の分野: 関連会社に対する投資

関係する基準書又は要求事項: IAS 第 1 号「財務諸表の表示」、IAS 第 28 号「関連会社及び共同

支配企業に対する投資」

発行者の会計処理の記述

- 38. 発行者は、科目「持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配会社の純損益に対する 持分」を包括利益計算書に表示した。当該事業年度は、関連会社及び共同支配会社からの業 績のある一部分が、有形固定資産(PPE)に関する重大な減損になるので、発行者は、当該金 額を包括利益計算書の区別した科目に表示することを検討した。そうすることで発行者は、関連 会社及び共同支配企業の純損益に対する持分の調整後の測定値を表示し、PPE 減損の影響 を排除しようと考えた。
- 39. 発行者は、関連会社と共同支配会社に関係しない PPE の重大な減損を包括利益計算書の別個の部分に表示しているので、関連会社と共同支配企業を 2 つの別個の科目に表示しても、IAS 第 1 号第 29 項に従って、異なる性質の項目は、重要性がない場合を除き、区別して表示しなければならないことから、それは本処理に整合し正当化されると考えた。

執行決定

40. 執行者は発行者に同意せず、1 つの単一の関連会社に関し、「持分法で会計処理されている関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分」に関連する、異なる合計金額で表示される 2 つの独立した科目の表示は、IAS 第 1 号の要求事項に準拠するものではなく、発行者は当該項目を単一の科目に表示しなければならないと考えた。

- 41. IAS 第 1 号第 82 項(c)は、「持分法を用いて会計処理される関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分」は、包括利益計算書で独立した表示科目として表示することを要求している。
- 42. IAS 第 1 号 IG6 項に包括利益計算書例が載っている。関連会社の利益に対する持分相当額が 単一の表示科目に表示され、関連会社の所有者に帰属する関連会社の利益に対する持分相 当額と記述されている。すなわち、それは法人所得税及び関連会社に対する非支配持分を控除 した後の金額である。PPE の減損は関連会社の純損益に対する持分相当額の一部であり、執 行者は、それを別個に表示することはできないと結論付けた。
- 43. 執行者は、合計金額を表示することなく、純損益の調整後の測定値につながる、単一の関連会社及び(又は)単一の共同支配企業の純損益に関係する要素(減損損失など)の独立した表示は、IAS 第 1 号に準拠しないと結論付けた。

VI 番号 EECS/0115-06 - 工事契約におけるクレームの会計処理

事業年度: 2012年12月31日

論点の分野: 工事契約

関係する基準書又は要求事項: IAS 第 11 号「工事契約」

発行者の会計処理の記述

- 44. 発行者はエンジニアリング建設会社であり、確定価格契約に関連して生じる収益と原価は、IAS 第 11 号に従って、工事進行基準を適用して会計処理している。
- 45. 一部のプロジェクトの遂行が遅れており、発行者は原価の追加だけでなく契約上の違約金にさらされ、発注者にクレームすることを検討した。発行者は、それらは偶発負債であり、同業界では一般的な実務であると考え、発注者にクレームを起こすことは、追加原価と違約金を契約の総原価に含めなくてもよい正当な理由になると考えた。したがって、発行者の財務諸表において、実際の仕掛工事額(当日までに達成された実際の契約作業の累積部分)は、経済的な仕掛工事額より低くなった。追加原価が全体の契約原価の中で検討されていないからである。経済的な仕掛工事額は、当日までに遂行された工事に関し発生した契約原価の、見積契約原価総額に対する割合と定義される。
- 46. 年度末が経過した後、発行者は違約金を契約に関連する原価として認識した。

執行決定

47. 執行者は発行者に同意せず、最終的な完了までの具体的な契約に起因するすべての原価は、それが発生する時点で考慮されるべきもので、発行者は、通知を受けた年度で契約の総原価に違約金を含めるべきであったと考えた。したがって、執行者は、発注者にクレームを行うことで違約金を相殺することは IAS 第 11 号の要求事項に準拠するものではないと考えた。

- 48. IAS 第 11 号第 25 項に従うと、工事進行基準では、工事契約収益は完了に至るまでに発生した工事契約原価に対応するものでなければならず、収益、費用及び利益は工事の完了部分に関連するものとなる。さらに、IAS 第 11 号第 21 項は、工事契約原価には、契約の獲得の日から最終的な完了までの契約に帰属させることができるすべての原価が含まれなければならないと定めている。プロジェクト遂行の遅延により予想原価総額が上昇しても、それは発行者が検討していたものではなく、実際の仕掛工事額と経済的な仕掛工事額の間には開きが生じ、契約マージンは、発行者が負担する原価を表すものではないことが確認された。
- 49. IAS 第 11 号第 12 項に従って、工事契約収益は回収済み又は回収可能な対価の公正価値で 測定され、事象の発生及び不確実性の解消される時点で修正される。したがって、契約の完了 における施工者の遅延により生じる違約金により、工事契約収益は、期ごとに変動する可能性 がある。

50. IAS 第 11 号第 13 項に従って、契約の変更の提出は、発注者が追加原価に関する支払いを承認する可能性が高い場合にのみ収益合計に含めることができた。IAS 第 11 号第 14 項は、クレームに起因する収益の測定は、交渉の結果に依存し、不確実性が高いことを認めている。入手できる情報に基づき、執行者は、交渉は先に進んでおらず、クライアントに提出されたクレームを収益合計に含めることはできないと考えた。

VII 番号 EECS/0115-10 - 減損テスト

事業年度: 2011年12月31日期

論点の分野: 資産の減損、合理的かつ裏付けのある仮定

関係する基準書又は要求事項: IAS 第 36 号「資産の減損」、IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評

価」

発行者の会計処理の記述

- 51. 発行者は採掘産業に属し、成功成果法を適用し、その探査及び評価原価を会計処理している。 探査及び評価資産は個々のライセンス・レベルで減損のテストが行われる。
- 52. 過去に、発行者はガス発見のライセンスにおける権利を取得したが、その所有は所有者間の共同支配事業契約の規制を受けていた。埋蔵量は非常に小さいため独立した開発を正当化するものではなく、開発は追加のドリル工事の結果及び採掘産業の変化に依拠する旨の条件付開発計画が 2001 年に当局に提出された。その後ドリル工事は実施されていない
- 53. 発行者は、IFRS 第6号第20項に列挙される減損の兆候の有無に関係なく、探査及び評価資産の減損を毎年評価した。2011年、発行者は、ライセンスの使用価値が発行者の財務諸表の帳簿価額より50%高いと計算し、減損を計上する必要はないと判断した。

執行決定

54. 執行者は発行者に同意せず、使用価値の測定で合理的かつ裏付けのある仮定を適用しておらず、ライセンス資産は著しく減損していると考えた。

- 55. IFRS 第 6 号第 18 項は、資産の帳簿価額が回収可能額を上回ることを示唆する事実と状況が 見られる場合には探査及び評価資産について減損の評価をしなければならないと定めている。 執行者は、IFRS 第 6 号の第 20 項に列挙されるいくつかの減損の兆候が当該ライセンス資産 に見られると考えた。2007 年以降、発見が経済的実行につながると結論付けられる活動はほと んど行われておらず、ライセンスに係る実質的な将来の探査及び評価に関する支出が予算計 上されていなければ予定もされていなかった。IFRS 第 6 号のこれらの条項により、ライセンス の減損損失は IAS 第 36 号に従って測定されなければならない。
- 56. IAS 第 36 号第 33 項(a)は、キャッシュ・フロー予測は合理的かつ裏付け可能な仮定に基づくものでなければならないと定めている。ライセンスの共同支配事業委員会からの文書から、経済性を巡る発行者と事業者をはじめとするその他の所有者の意見の間に相違があることが分かった。

57. この相違は何年にもわたり存在していただけでなく、ライセンスに関する共同支配事業委員会が実施した、より新しい更新された技術的経済的評価を含めていなかったことから、意見の相違はさらに拡大した。こうした意見の相違は主に、探査可能とは客観的に判断されない鉱物層の部分からの量をはじめ発行者がまとめた資源の評価と回収率に関するものであった。その他の要因としては、開発の設計と生産プロファイルの見積りを挙げることができる。2011 年に実施された実行可能性調査では、すべてのライセンス所有者の代表者で構成される作業部会が発見に向けた開発を行わないようにと助言した。ライセンスの所有者間の意見の相違は一般的であるが、特定された意見の相違及び実行可能性調査の結果を、発行者は無形資産の回収可能価額の見積りで考慮すべきであった。